

# 平城ニュータウン文化協会 会則

1983年2月27日制定

2015年9月5日改訂

2023年5月14日改訂

## 第1章 総則

第1条 この協会は**高の原文化協会**という。

第2条 本協会は、本部(理事会および役員会)とそれに所属して自立的に活動する多数の講座・同好会(以下講座)から構成される。

第3条 本部は会長宅に、本部事務局は事務局長宅におく。

## 第2章 目的及び事業

第4条 会員の研究・創作発表・知識の交換並びに会員相互間及び他の文化団体との連携、提携の場となり、相互文化に関する進歩普及を図り、地域文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために、本部は各講座と連帯して次の事業を行う。

1. 講演会・研修会・展覧会・発表会・文化講座等の開催。
2. ニュース及び会誌の発行。
3. 自治体および自治会等関連団体との連携及び協力。
4. その他。

## 第3章 会員及び会費

第6条 本協会の目的に賛同し、入会を希望する者は会員となることが出来る。

- 第7条
- 1 会費は年1,500円とし、希望する複数の講座に入会することが出来る。  
ただし、当会費は本部が行う事業に充当され、各講座の活動に伴う経費は、講座毎に別途費用負担を要する。
  - 2 会費は毎年4月に、所属するいずれかの講座に納入する。ただし、指定する銀行への口座振込とすることも出来る。
  - 3 年度途中の入会者の年会費は、4～6月は1,500円、7～9月は1,000円、10～12月は500円、翌年1～3月は無料とする。ただし、年度途中退会者の年会費の精算は行わない。

## 第4章 役員及び理事

第8条 1 協会には次の役員を置き、本部の役員会を組織し、総会及び理事会の決定事項に基づき、協会運営全般を執行する。

会長 1名、副会長 2名、事務局(局長1名、局長代理1名、次長1名、会計1名及び部長・副部长若干名) 監事 2名。

- 2 役員は改選期前の理事会において理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- 3 事務局の組織として組織部、広報部、行事部、配布部等の職位を設ける。
- 4 各職位の基本的所掌は次のとおり。
  - (1)会長は協会を代表し、副会長はこれを補佐する。
  - (2)監事は会計監査を行い、総会に報告する。
  - (3)事務局長は協会運営を統括し、局長代理並びに次長はこれを補佐する。
  - (4)会計は収支管理、出納を行う。
  - (5)組織部は組織及び会員入退会の管理を行う。
  - (6)広報部はニュース・会誌等の発行を行う。
  - (7)配布部は委嘱した配布委員の協力を得て、ニュース・会誌等の配布を行う。
  - (8)行事部は文化祭、講演会等を開催する。

第9条 1 理事会は各講座毎に選出された講座を代表する理事と、講座を代表する理事とは別に改選期前の理事会において次期理事として推薦された理事とで構成する。

- 2 理事会は役員会に委任する協会運営の基本事項の決定並びに総会に付議する議案の審議を行う。
- 3 役員以外の理事は、事務局各部のいずれかに所属し会務を分担する。
- 4 各講座を代表する理事は、毎年4月に所属する会員の会費を集約し、事務局に提出する。

第10条 1 顧問を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 顧問は会議に出席して意見を述べることができる。

第11条 1 役員・理事の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 任期途中の選解任は、役員は理事会と総会、理事は理事会の承認を要する。
- 3 補欠より選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員・理事はその任期満了でも、後任者が就任するまで、その職務を行う。

## 第5章会議

- 第12条 1 理事会は必要に応じ、会長が招集する。但し、理事の3分の1以上から、会議の目的を示して請求のあった時は、理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長又は会長の指名する者とする。
- 3 理事会は理事2分の1以上出席しなければ、議事を開き議決することはできない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決す。

第13条 役員会は役員で構成し、必要に応じ会長が招集する。以下理事会に準ずる。

- 第14条 1 通常総会は毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、会長が招集する。
- 3 総会の議長は総会出席者の中から指名する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第15条 次の事項は通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- 1.事業報告及び収支決算。
- 2.会計監査報告。
- 3.事業計画及び収支予算
- 4.その他、理事会に於いて必要と認めた事項。

## 第6章会計

第16条 経費は会費ならびに後援費、その他の収入による。

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章会則の変更

第18条 この会則は、総会の議決を得なければ変更することができない。

## 第8章補足

第19条 この会則施行についての細則は、理事会の議決を得て別に定める。

第20条 この会則は、平成27年9月5日より施行する。